**暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書**

日　野　市　長　様

1　当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約します。

　(1)　暴力団員等をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されていること。

　(2)　職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。

　(3)　自ら若しくは第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用し次に掲げる行為を行うこと(役員等又は使用人がそれに相当する行為を行った場合も同様とする。)。

　　ア　暴力的な要求行為

　　イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

　　ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　　エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて日野市(以下「市」という。)の信用を毀損し、又は市の業務を妨害する行為

　　オ　その他アからエまでに準ずる行為

　(4)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること(役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。)。

　(5)　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること(役員等又は使用人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。)。

　(6)　下請負人等が前各号のいずれかに該当するものであると知りながら、当該下請負人等との契約を締結すること。

　(7)　勧告措置又は注意喚起を受けた日から1年以内に、再度勧告措置又は注意喚起を受けること。

2　当団体は、当団体が日野市指定管理者制度における暴力団等排除措置要綱第3条各号に定める措置要件に該当するものと思料される情報を市が入手したときには、市から警察に対し意見聴取を行うことに同意します。

3　当団体は、当団体と暴力団、暴力団員等又は第1項各号に該当するものとの関与の事実について、市が警察から情報の提供を受けることに同意します。

4　当団体は、前2項の意見聴取又は情報提供等により、第1項又は第2項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告又は事実と異なる申告であることが判明した場合には、勧告なく候補者の選定の取消し、指定管理者の指定の取消し又は管理業務等の全部若しくは一部の停止がなされても、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害及び損失が生じた場合は、一切当団体の責任とすることを表明・確約します。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

住　　所

代表者名